

## 裁判闘争終結報告と感謝の集い

- と き 1月29日(土)午後2時
- と ころ 金沢・名鉄スカイホテル
- 内 容
- ①主催者あいさつ 堂下・原告団代表
- ②弁護団報告 岩淵正明・弁護団長
- ③終結後のとりくみについて 事務局
- ④招待者あいさつ 証人、支援団体など
- ⑤感謝の集い&懇親会
- 参加費 4,000円(原告団ニュース縮刷版含む)
- 参加申込 事務局まで ☎0767-22-7385

十月二十八日、最高裁は私たちの志賀原発2号機差止めの請求に対し、上告棄却決定を下し、敗訴が確定しました。本当に残念であり、心からの怒りと抗議を表明します。

北陸電力は1号機で臨界事故を起こしたばかりか、その後8年間も事故を隠し、重大事故や相次ぐトラブルを重ねてきました。原発を運転する能力も資格もない北電が、今なお志賀原発の運転を強行している現実を前にして、最高裁は司法の責務を放棄し、国策と既成事実を追認したと言わざるを得ません。

能登半島地震、中越沖地震、東海地震と相

次ぐ地震は、原発の予想以上のもろさ、「多重防護」の欺瞞性、そして何よりも耐震指針の非現実性を実証しました。直下地震ではないにもかかわらずいずれの地震も基準地震動を大きく超えるゆれを記録しています。

柏崎刈羽原発は深刻なダメージを受け、原発だけが火災を起こす前代未聞の事態が生じました。今も3基が停止し、強引に運転を再開した2基もトラブルを重ねています。浜岡原発も予想される東海地震の数百分の一に過ぎない駿河湾地震で、最新鋭の5号機が停止し、動いているのは3、4号機だけです。

## 地震の現実と危険な運転は今も

耐震指針を見直し新指針を作ったといいますが、想定をはるかに超える地震の現実、慌てて想定を変えただけです。まるで後出しジャンケンです。そもそも、どの原発も旧指針で審査し安全とされ、建設されたことを忘れてはなりません。そのことへの評価、判断を最高裁は明確にすべきです。

かつて、行政訴訟である伊方訴訟で最高裁は「◆審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点がある。◆当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした調査・審議および判断過程に看過しがたい過誤・欠落がある、の2点が認定できる場合は、その設置許可は違法と断定できることの見解を示したはずです。

## ＜今後の運動の提起とお願い＞

- ◆今後の運動について、堂下代表と事務局・多名賀で協議の上、11月17日の弁護団会議に報告。終了後に開催した事務局会議では以下の通り確認しました。皆さまの変わらぬ参加とご協力をお願い致します。
- ◆原告団運動は1月の「報告と感謝の集い」で区切りをつけます。「集い」には、弁護団、証人に立っていただいた方々、各支援組織の代表を招待します。
- ◆集いまでに『原告団ニュース縮刷版』を発刊します。
- ◆以後はブルサーマル計画中止を求め、「ストップ!ブルサーマル北陸ネット」の運動に全力で参加します。
- ◆同時に継続した活動を保障するため、志賀町や隣接市町に加え、県内や富山の皆さんにも「命のネットワーク」への参加を広くよびかけます。(詳細は4面参照)
- ◆原告団財政は「集い」を区切りに清算し、以降は残務処理を含め「命のネットワーク」に引き継ぎます。なお、すでに10年度会費を7割近くの方が納入済みであり、残りの方も急ぎ納入頂き、会計を精算します。
- ◆ブルサーマル阻止への財政支援については、北陸ネットが恒常会計を持たないことから、運動の状況に際し北陸ネットと協議して命のネットから支援を行います。そのためにも命のネットへの参加を、重ねてお願い致します。

この最高裁の見解はもんじゅ訴訟高裁判決勝訴の有力な根拠となりました。民事訴訟ではありますが、この志賀原発2号機訴訟でも地裁では、地震の現実を直視し差止めを命じています。

ところが最高裁は、地震の現実と原発の脆弱性に目をふさぎ、自らの示した見解を判決に具現することを避け続けています。決定は、私たち原告の「上告理由は、事実誤認が法令違反を主張するものであって、上告の事由に該当しない」と言います。これだけの現実を前にして、「単なる事実誤認」と言い切る感覚には驚くほかありません。

最高裁には単なる事実であつても、私たちに避けることのできない現実です。暮らしの安全と未来のためには、何としても無くさなければならぬ現実であり、私たちだけでなく日本の社会の未来がかかる緊急の課題です。裁判闘争と原告団は終結せざるを得ませんが、今後はブルサーマル計画を中止させ、廃炉を求める運動をさらに強めましょう!

## 未納の方は急ぎ10年度会費納入下さい

右の記事の通り、原告団会計は来年1月末をもって精算します。すでに7割近くの方が10年度会費を納入済みですので、未納の方は急ぎ納入下さるようお願いいたします。

(すでに納入済みの方には振り替え用紙を入れておりません)

記

- ◎会費は「一口1,000円」ですが、できるだけ「3口以上」
- ◎振込み先 郵便振込 00790-6-19989
- または 北陸労金羽咋支店 1610029

# ブルサーマル中止求め、新たな出立を!

## 裁判闘争終結後も運動継続へ

No. 99

2010.12.5

能登原発差止め訴訟原告団  
〒925-0052 羽咋市中央町サ5 労働会館内  
☎0767-22-7385



### 志賀原発 1号機

# 誤操作で制御棒抜け

## 国が指摘、北電公表せず

原子力安全・保安院は4日、今年8月21日に北陸電力志賀原発1号機で原子炉の制御棒が誤って抜け落ちるトラブルがあったと発表した。開く弁を間違えたのが原因で、保安院は作業員の連絡体制も

電に改善を求めた。保安院の公表でトラブルが発覚した。1号機は、制御棒抜け落ちを発端とする臨界事故隠しの舞台となった原発。トラブルを自ら公表しなかった理由について、北電は「公表する必要がない軽微な事

案と原発所長が判断し、国には直後に、県、町には翌月に連絡したとしている。トラブルは、定期検査中の志賀原発1号機で起動準備をした際に起きた。制御棒が動くかどうかを確認する作業中、作業員が弁の開

閉を間違えたため、本来動いてはいけない制御棒1本が約30センチ引き抜けた。北電によると、中央制御室にいた社員がミスに気付いて操作を中止し、安全上の問題はなかった。仮に制御棒1本が完全に引き抜

ても臨界状態にはならなかったという。保安院が問題視したのは、現場にいた北電社員がミスに気付いたが、中央制御室にその情報が伝わる前に、協力会社の作業員によって制御棒の連続引き抜き操作が行われたこと。保安院は「作業の役割分担を含めて情報の共有が十分ではなかった」として改善を求めた。北電は連絡体制の強化など再発防止策を講じるとしている。

北電は六月二日、県と志賀町にアルサーマル計画の実施を申し入れました。しかし、前号で詳報した通り、その四日前にアルサーマル実施を予定している1号機で「制御棒の誤挿入」と

## 繰り返される制御棒誤作動と情報隠し！

6月24日	1号機で制御棒誤挿入
6月28日	ブルサーマル申し入れ
6月29日	北電株主総会
7月5日	七尾大田火電で火災 制御棒誤挿入を県と志賀町に報告
7月9日	誤挿入をやっと公表
8月21日	1号機で制御棒抜け落ち 国には報告したが、「軽微な事案だ」として公表せず
11月4日	保安院が原子力安全委員会に報告したため明らかとなる

いう事故が起きていました。にもかかわらず、その事実を隠したまま申し入れを行い、北電が謳う「隠さない企業風土の構築」が如何に口先だけのものか改めて示しました。

ところが八月二日、またしても1号機で今度は制御棒が脱落する事故が起きていたことが十一月四日に保安院が原子力安全委員会に報告したことにより明らかになりました。六月の誤挿入の際には、北電の「マンスリーレポート」(六月分)で遅ればせながら公表されていたのに、八月の抜け落ちは「軽微な事案」として公表されず、保安院の報告によつて初めて、判明しました。

臨界事故は十一年前の九九年六月、その1号機で発生。8年間もの事故隠しが発覚した時、「再発防止策が講じられた」はずなのに、相変

### ★沸騰水型原発の構造的欠陥

志賀原発のような沸騰水型原発には、人為的ミスにより制御棒の誤作動が起き、臨界事故や出力変動など重大事故につながる恐れがある。

いわゆる「改良型」の2号機でも、緊急時の制御棒挿入は、1号機と同じく水圧駆動なので、同様の事故が起こる可能性がある。

この構造的欠陥が99年6月に起きた臨界事故の根本的原因だが、07年3月に事故隠しが発覚したのちも、抜本的な再発防止策はとられないままである。

ら臨界事故につながる恐れのない制御棒事故が繰り返されているのです。これは「バルブの誤操作という単純な人為ミスで制御棒が誤作動してしまう」という沸騰水型原発の構造的欠陥に対して、抜本的な改善策が今もとられていないことを示しています。(囲み記事参照)

これまで運転中、定検中を問わず

＜11.11 毎日＞

### ブルサーマル

## 計画撤回申し入れ

北陸電力に「隠ぺい体質は危険」  
市民団体

北陸電力志賀原発1号機(志賀町)で今年8月、原子炉の制御棒1本が抜け落ちた事故で、発生当時北陸電が自主的に公表しなかったことに抗議する市民団体「ストップアルサーマル・北陸ネット」のメンバー約15人が10日、同社石川支店(金沢市)を訪ね、「情報隠ぺい体質にあ

る北陸電力が進めるアルサーマルでは安全性が確保できない」として、1号機に導入を予定しているアルサーマル計画の撤回などを申し入れた。席上、北陸ネットの中垣たか子共同代表は「安全第1、隠さない企業風土の構築」と北陸電は言うが口先だけではないのか

と抗議。同社の谷内望広報チーム課長は「ヒューマンエラーによるミスで心配をかけて申し訳ない」と謝罪。その上で「事故は自社の公義基準に当たらなかっただけで隠したのではない」と述べた。アルサーマル計画については、「アルトニウムの平和利用の観点などから国策として推進されており、必要だと、従来の立場を踏襲した。」(松井豊)



「初歩的ミス」や「人為ミス」が繰り返され、志賀原発は事故停止を重ねてきました。そのうえ「隠す企業風土」は、いつそひびくようになっていきます。ブルサーマル実施など、とんでもない話です。

### ◆北陸ネットが北電と県に申し入れ

ストップアルサーマル・北陸ネットは十一月十日、北電石川支店に事故隠しに抗議するとともに、ブルサーマル計画の撤回などを申し入れました。(左記記事参照) 申し入れには北陸ネットの代表や原告団と命のネットワークのメンバーを含む十数名が参加しています。

北電は冒頭、相次ぐ制御棒事故に謝罪しましたが、引き続いて行った県への申し入れでは、原子力安全対策室長は「事故隠しではない。軽微という判断も誤っていない」と北電以上にひどい対応でした。電力べつたりの県の体質と天下り安全対策室長を改めない、県民の安全を守るチェック機関の役割は期待できません。

### 2号機差止め訴訟の経過

- 99.8.30 羽咋文化会館で150名が参加し2号機訴訟原告団を結成
- 8.31 地裁へ提訴 (原告=17都府県135名~石川73、富山42、他20)  
9/2=2号機建設始まる 9/30=JCO臨界事故
- 12.17 第1回口頭弁論 (準備書面提出。志田弘子、藤岡彰弘さんが意見陳述)
- 00.3.3 第2回口頭弁論 (北電が準備書面、「安全対策は十分」と反論)
- 5.12 第3回口頭弁論 (JCO臨界事故で準備書面提出)
- 7.13 第4回口頭弁論 (原発事故一覽表を提出)
- 9.8 第5回口頭弁論 (7/13で準備書面。裁判長が「被告はもっと反論を」)
- 11.17 第6回口頭弁論 (チェルノブイリ14年で準備書面を提出)
- 12.19 1号機訴訟で最高裁が上告棄却を決定⇒敗訴確定
- 01.1.25 第7回口頭弁論 (核燃サイクル政策で準備書面。北電も反論の準備書面)
- 3.23 第8回口頭弁論 (新エネルギーで準備書面)
- 5.31 第9回口頭弁論 (武本和幸、澤井正子、長谷川公一さんを証人申請)
- 8.10 第10回口頭弁論 (小村浩夫、山口幸夫さんを証人申請)
- 11.2 第11回口頭弁論 (渡辺三郎、今中哲二さんを証人申請)
- 02.1.18 第12回口頭弁論 (北電、千代宏治氏を証人申請、原告証人は不要と主張)
- 3.18 第13回口頭弁論 (進行協議。弁護団と原告5名が出席)
- 5.27 第14回口頭弁論 (裁判官交代に伴う更新弁論、中町良雄さんが意見陳述)
- 9.12 第15回口頭弁論 (北電・千代宏治氏が証言)
- 12.12 第16回口頭弁論 ( " " 原告側が反対尋問)
- 03.3.6 第17回口頭弁論 (武本和幸さんが証言。小村証人に代え山崎証人を申請)
- 9.4 第18回口頭弁論 (渡辺三郎さんが証言)
- 11.13 第19回口頭弁論 ( " " 北電側が反対尋問)
- 12.4 第20回口頭弁論 (長谷川証人拒否で裁判官忌避を申立て⇒棄却)
- 04.2.27 第21回口頭弁論 (山崎久隆さんが証言)
- 5.14 第22回口頭弁論 ( " " 北電側が反対尋問。前川氏を証人申請)
- 7.2 第23回口頭弁論 (北電・前川 功氏が証言)
- 9.10 第24回口頭弁論 ( " " 原告側が反対尋問)
- 10.29 第25回口頭弁論 (北電・米原 禎氏が証言)
- 05.1.28 第26回口頭弁論 ( " " 原告側が反対尋問)
- 3.18 第27回口頭弁論 (澤井正子さんが証言、北電側が反対尋問)
- 5.13 第28回口頭弁論 (原告本人尋問一和田廣治、石丸小四郎、堂下健一さん)
- 9.9 第29回口頭弁論 (最終弁論を行うも、裁判長は北電に再反論求める)
- 10.3 第30回口頭弁論 (北電が反論、結審) 06.3.15=2号機が営業運転開始
- 06.3.24 地裁が原告勝訴判決! 3.27 北電が高裁に控訴
- 6.30=タービン損傷で2号機が長期停止 11.16 北電がやっ控訴理由書を提出
- 12.18 控訴審第1回口頭弁論 (堂下さんが意見陳述、タービン事故で準備書面)
- 07.3.15 臨界事故が発覚⇒1号機長期停止へ 3.25=能登半島地震発生
- 4.23 第2回口頭弁論 (高橋美奈子さんが意見陳述) 7.16=中越沖地震発生
- 9.5 第3回口頭弁論 (臨界事故で準備書面)
- 10.1 第4回口頭弁論 (能登半島・中越沖地震で準備書面)
- 12.10 第5回口頭弁論 (耐震性で準備書面) 12.17 北電が隠していた海底断層公表
- 08.3.14 新指針による再評価を北電が国に報告 (中間報告)
- 3.19 再評価を元に北電が準備書面を提出 (実質的な『控訴理由書』)
- 3.24 第6回口頭弁論 (武本さんが意見陳述。準備書面提出) 3.26 2号機再起動
- 7.2 第7回口頭弁論一進行協議で結審日程決まる (準備書面提出)
- 9.3 第8回口頭弁論
- 10.27 第9回口頭弁論 (準備書面提出。多名賀哲也が意見陳述。結審)
- 09.3.18 名古屋高裁金沢支部が逆転判決! 3.31 最高裁に上告
- 10.10.28 最高裁が上告棄却を決定 ⇒敗訴が確定

### ◎奮闘頂いた弁護団に感謝!

- ◆弁護団長 山崎正明(写真)
- ◆弁護士 手取屋三千男
- 北尾強也 野村侃毅 奥村回
- 高沢邦俊 堀口康純 水谷尊
- 島山美智子、中村正紀、飯森和彦、川本感石
- 橋本明夫 宮西 香 前川直貴 高見健次郎
- 松山悦子、中村雅代、中田博繁



◆一地域でこれだけの弁護団を有するのは誇りだけ。他の原発訴訟では、大変な苦勞をしてる

地から弁護士に来てもらっている。私たちの裁判闘争は恵まれており、それに甘えてきた。自戒と反省を旨めて弁護団に感謝します!

### ◎地裁が歴史的な判決!

地裁の井戸裁判長は、商業用原発で初めての歴史的な運転差止めを命じたのに、高裁と最高裁は地震の現実目をぞろぞろしました。



私たちの裁判闘争は終結したが、民事訴訟で初めて原発の運転差止めを言い渡した地裁判決の意義は、青史に残るものです。地震大国日本に54基もの原発がある国策こそ異常と断罪した。初めての勇氣ある判決として……。

### ◎遺恨十年一控訴審判決!

遺恨十年 一剣を磨き 流星光塵 長蛇を逐す  
「不誠庵(謙信) 機山(信玄)を撃つ図に題す」



頼山陽・七絶あり。提訴から十年、不当極まる逆転判決。奇しくも臨界事故から十年。事故当時に発覚していたら、そもそも機建設などなかったはず。返す返すも無念です。

# 志賀原発を監視する“命のネット”にござって参加を！

## 志賀原発の現状

志賀1号機は99年6月に臨界事故を起し8年間も隠してきました。2号機は06年3月の運転開始以来4年たちましたが、事故とお粗末ミスを重ねて運転停止が続き、稼働率は36.7%にすぎません。

## 「命のネットワーク」とは？

### ◆JCO臨界事故をきっかけに発足

JCO臨界事故では、住民を危険地域に封じ込め、大量被曝を強制しました。このままでは東海村の惨状を繰り返す手遅れになります。私たちは、住民自らの力で安全を守ろうと2001年3月に「命のネットワーク」を結成しました。今年には第10回定期総会を開催しています。

◆**立地給付金を拠出して** 原発の周辺市町には「原子力立地給付金」が各戸に交付されています(1世帯・年4,880円。旧志賀町は倍額)。原発を認め命まで売った覚えはありません。会員は、この立地給付金を拠出し活動を支援しています。

### ◆**住民サイドの測定監視体制を進めています！**

志賀原発周辺の小中学校には、県教組が簡易放射線測定器「R-ダン」を配置し、また羽咋市は市内の小中学校と保育所・幼稚園にヨウ素剤を配備しています。しかし、学校・保育所が休みの時や夜間には間に合いません。各家庭にヨウ素剤を配布するとともに、常に放射線を監視できる体制を住民サイドでもつことが不可欠です。

### ◆**参加者家族全員にヨウ素剤を隔年配布しています！**

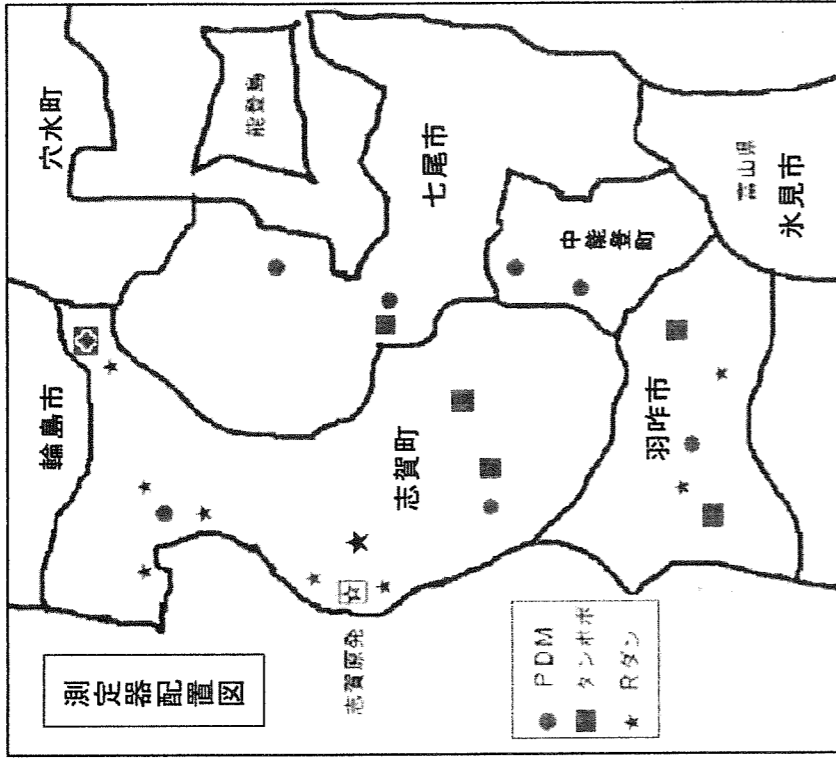
ヨウ素剤そのものは単純な薬品です。(汚染されないヨウ素を飲んでおき、放射性ヨウ素を吸収しない)ただ、原子力災害に備える特殊な用途のため、一般の薬局がおきながら買ってもピン単位のため5千円ほど掛かります。参加者へのメリットの意味でも、使いやすくパックされたヨウ素剤(1人10錠=5日分)を大量購入し、参加者家族の必要人数分(150世帯700人分=約8千錠)を配布しています。薬効を保つため県と同じく2年に1回更新し、今まで5回配布しました。《詳しくは『ヨウ素剤の使用方法』参照》

### ◆**あなたと家族の命を守るため、命のネットに参加を！**

これまで、原発が出来てしまうと生きた運動が無くなるのが多くの地域の実状でした。危険が現実になった時こそ、本当に運動が求められるはずですが、ささやかでも、従来の「常識」とらわれない運動を、全国の立地現地の住民と連帯し進めたいと考えています。

参加世帯はまだ150世帯=約700人ですが、ヨウ素剤の隔年配付を継続し、測定器も新規購入して志賀原発周辺に配備するなど監視体制を維持強化してきました。あなたと家族、子どもさんやお孫さんの未来を守るためにも、ぜひ『命のネットワーク』に参加してください！

\*以上は、「命のネットワーク」よびかけピラより転載。



そこで、R-ダンだけでなく本格的な測定器=タンポポ、万一の際の被曝データを残すためPDM=積算線量計を配備してきました。(↑上の測定器配置図参照)

## <年会費と組織の紹介>

1面に掲載した「今後の運動の提起とお願い」にもあるとおり、裁判闘争=原告団運動終結後も、緊急の課題であるプルサーマル計画中止を求める運動などを継続して支えるため、原告団メンバーのみならず「命のネットワーク」への参加を呼びかけます。命のネットワーク事務局では、以下のように会員拡大を進めることとしています。

- ① 志賀町をはじめ羽咋郡市、七尾鹿島地区など原子力立地給付金が下りているところは、従来通り年会費4,800円を納入していただきます。
- ② それ以外の地域の方については、年会費2,000円の納入をお願いすることとします。
- ③ 新しい会員の方にも、ニュースだけでなく従来の会員同様、ヨウ素剤を必要人数分お配りします。
- ④ 連絡先 〒925-0052 羽咋市中央町サ5  
☎0767-22-2111 FAX22-6100
- ⑤ 毎年3月に定期総会を開催。主な役員は次の通り。

代表	盛田 正 (羽咋市)
副代表	小桜 正二 (志賀町)
同	日下 忠博 (志賀町)
事務局長	堂下 健一 (志賀町)
会計部長	多名賀哲也 (羽咋市)
運営委員	七尾市、中能登町、羽咋市から9名

